

第3号議案

規約の一部改正について

新潟県トキ保護募金推進委員会規約第13条第2項に定める事務局の設置について、県の組織改正に伴い下記のとおり規約の一部改正を行う。

【改正前】

(事務局)

第13条 理事兼事務局長は、会長の命を受け、または理事会の決定に基づき、次の事務を執行する。

(1)～(4) 略

2 推進委員会の事務局は、新潟県県民生活・環境部環境企画課におく。

【改正後】

(事務局)

第13条 理事兼事務局長は、会長の命を受け、または理事会の決定に基づき、次の事務を執行する。

(1)～(4) 略

2 推進委員会の事務局は、新潟県環境局環境対策課におく。